

建物の関係者のみなさまへ

消防用設備等の点検・報告制度について

建物には、消防法により、その用途や規模に応じて各種消防用設備等の設置が義務づけられています。建物の関係者は、いざ火災が発生した時に確実に作動し、その機能を発揮するかなど、消防用設備等の維持管理を適正に行わなければなりません。

このため、消防法では、建物の関係者に対し、建物への設置が義務づけられている消防用設備等を定期的に点検し、その結果を報告するよう義務づけています。

1 点検・報告しなければならない主な消防用設備等

消防法で建物への設置が義務づけられている消防用設備等が対象になります。

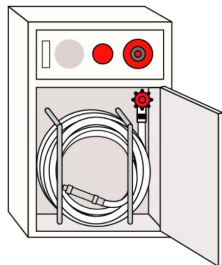
消火設備

- 消火器具
- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 不活性ガス消火設備
- 粉末消火設備など



警報設備

- 自動火災報知設備
- ガス漏れ火災警報設備
- 火災通報装置
- 非常放送設備など



避難設備

- 救助袋
- 緩降機
- 避難はしご
- 誘導灯・誘導標識など



2 点検・報告義務のある人

消防法では、建物の関係者（所有者・管理者・占有者）に対し、建物への設置が義務づけられている消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することを義務づけています。

※虚偽の報告を行った者、又は報告をしなかった者は、罰金又は拘留に処せられる可能性があります。

また、当該違反者に対して管理監督責任を有する法人は、罰金に処せられる可能性があります。

所有者

管理者

占有者

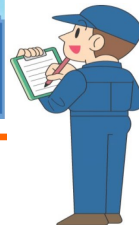
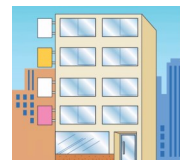


消防用設備等の設置が義務づけられている建物の関係者

3 点検を実施する人の資格

次のいずれかに該当する建物は、有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）による点検が必要です。

- 延べ面積が1,000㎡以上の建物
- 面積に関係なく、地階又は3階以上の階に特定用途（物販店舗・ホテル・病院・福祉施設・飲食店等）があり、かつ、避難階までの直通階段が屋内1系統のみの建物
- 全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設置されている建物



点検を実施する人

- 消防設備士
- 消防設備点検資格者

上記以外の建物について

建物の関係者が自ら点検を行って、管轄する消防署所へ報告することも認められていますが、消防法で定められている点検要領に従って実施することが必要です。

このため、点検を行う際には専用の工具や測定機器等を準備する必要がありますのでご注意ください。

※ 小規模な建物では、消防用設備等の種類は限定されますが、消防用設備等点検に関する資格のない方でも、「消防用設備等点検アプリ」を利用して、ご自身で点検と消防署所への報告書作成を行うことができます。（詳しくは総務省消防庁ホームページをご覧ください。）

【消防用設備等点検アプリはこちら⇒】



点検で不良箇所があった場合は、速やかに改修・整備が必要です。



4 点検の種別と期間について

消防用設備等の種類に応じて、次のように定められています。

● 機器点検（6ヶ月毎に実施）

- ・ 消防用設備等における機器の適正な配置、損傷等を外観から確認します。
- ・ 機器の機能について、外観と簡易な操作によって確認します。
- ・ 自家発電設備、動力消防ポンプが正常に作動するかを確認します。

● 総合点検（1年毎に実施）

- ・ 消防用設備等の全部もしくは一部を作動させ、総合的な機能を確認します。

点検結果の報告について

建物の関係者は、所定の様式に点検実施者が作成した点検票を添えて建物を管轄する消防署所へ定期的に報告する必要があります。

点検結果報告書の作成

- 点検実施者が、点検結果を点検票に記入します。
- 点検結果報告書及び点検票の様式は、消防法で定められています。

消防法の改正等により、点検票等の様式が改められる場合があります。
様式については、（一財）日本消防設備安全センターホームページ内の「点検報告・点検票」をご参照ください。



【「点検報告・点検票」はこちら⇒】

報告の期間

報告の期間	建物の用途
1年に1回（特定防火対象物）	飲食店、物品販売店舗、ホテルなど不特定多数の方が利用する建物や、病院、福祉施設など一人で避難することが困難な方が利用する建物
3年に1回（非特定防火対象物）	共同住宅、工場、事務所、学校、倉庫など

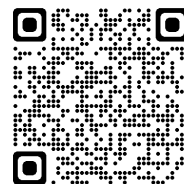
報告書の提出先

消防用設備等点検結果報告書の届け出は電子申請、又は、消防署所の窓口に直接提出してください。
電子申請及び各消防署所が管轄する地域の詳細は、福島市消防本部ホームページをご確認ください。

【電子申請はこちら⇒】



【管轄区域図はこちら⇒】



福島消防署予防係	福島市天神町14-25	Tel 534-9105
福島消防署清水分署	福島市泉字堀ノ内13-1	Tel 557-5415
福島消防署西出張所	福島市上野寺字辻48-2	Tel 591-4628
飯坂消防署予防係	福島市飯坂町字銀杏6-13	Tel 542-2986
飯坂消防署東出張所	福島市鎌田字一里塚7-3	Tel 553-7796
福島南消防署予防係	福島市松川町浅川字床ノ窪12-2	Tel 547-3119
福島南消防署信夫分署	福島市上鳥渡字寺北13-1	Tel 593-1900
福島南消防署杉妻出張所	福島市郷野目字東1-4	Tel 546-2910

消防用設備等の点検報告について不明な点がありましたら、
お近くの消防署所にお問い合わせください。